

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越 啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

準 備 書 面 (7)

平成18年8月4日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士

伴

義



被告千葉県知事外2名指定代理人

岩 崎

進



澁 谷

勇



被告千葉県知事指定代理人

鶴 岡

誠



渡 邊

政



山 崎

考



田 中

耕



秋 葉

有



鈴 鹿

春



被告千葉県水道局長指定代理人

岩 淵

敏



藤 代

辰



被告千葉県企業庁長指定代理人

高野 幸宏 

池 立史 

山 野 勉 

武川 裕二 

山 國 貴 

目 次

- 1 利水に関する負担金及び繰出金についての原告らの主張の要旨
 - (1) 原告らが違法と主張する負担金及び繰出金（公金の支出）
 - (2) 負担金及び繰出金支出の違法事由

- 2 ハッ場ダム建設事業計画と利水に関する負担金及び繰出金の納付手続
 - (1) ハッ場ダム建設事業についての計画
 - (2) 負担金及び繰出金の納付手続（公金の支出）

- 3 制度目的を逸脱した濫用の訴訟であること

- 4 財務会計法規上の義務違反がないこと
 - (1) 特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金
 - (2) 水特法負担金、基金負担金、繰出金

- 5 千葉県に損害は発生しないこと

(別紙)

千葉県水道局長及び千葉県企業庁長の財務会計行為（水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）からの公金の支出）

- 1 特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金
- 2 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金
- 3 (財)利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担金

原告らの平成18年5月26日付け準備書面（第4）のうち、治水に関する負担金（地方負担金）に関する主張については、被告らの準備書面（6）の第2（6頁）以下に反論したとおりであるが、本準備書面においては、利水に関する負担金及び繰出金に関する主張について反論する。

1 利水に関する負担金及び繰出金についての原告らの主張の要旨

原告らは、以下の（1）の負担金及び繰出金の支出（公金の支出）は、（2）の理由により違法であると主張する。

（1）原告らが違法と主張する負担金及び繰出金

ア 千葉県水道局長及び千葉県企業庁長が、特定多目的ダム法7条1項に基づき、国土交通大臣の納付の通知等により、水道事業会計及び工業用水道事業会計からそれぞれ国庫に納付する八ッ場ダム建設費負担金に係る公金の支出

イ 千葉県水道局長及び千葉県企業庁長が、水源地域対策特別措置法12条1項に基づき、水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）からそれぞれ群馬県に納付する「八ッ場ダムに係る水源地域整備計画」に基づく事業に要する費用の負担金に係る公金の支出

ウ 千葉県水道局長及び千葉県企業庁長が、水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）からそれぞれ財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に対して納付する八ッ場ダム建設に伴う利根川・荒川水源地域対策基金事業に要する経費等の負担金に係る公金の支出

エ 八ッ場ダム建設事業に係る費用に充てるため、千葉県知事の所管する一般会計から千葉県水道局長が所管する水道事業会計（特別会計）に対する出資金等の繰り出し

なお、これらのうち、原告らが地方自治法242条の2第1項4号の義務付け請求訴訟の対象としてその適否を争う平成15年9月11日から平成16年9月10日までのものは、別紙のとおりである。また、水道事業会計（特別会計）への出資金の繰出しは、平成15年度以降は行われておらず、平成18年

度においても予算措置はなされていない。また、工業用水道事業会計（特別会計）への出資金の繰出しが行われたことはない。

(2) 負担金及び繰出金の支出（公金の支出）の違法事由

- ① 千葉県が、八ッ場ダムにより貯留される流水を利水上利用する必要性は全くない（地方財政法4条1項違反）。
- ② 千葉県においては既に大幅な水余りが生じており、八ッ場ダムにより貯留される流水を確保する権利を得ても、この水を売ることにより収入を得る見込みは全くない（地方公営企業法3条、17条の2第2項違反）。
- ③ 千葉県水道局長及び千葉県企業庁長は、八ッ場ダムによる利水上の必要性についての政策判断を随時適時に再評価し、その評価結果を政策に反映させる義務を怠っている（政策見直し義務違反）。
- ④ 八ッ場ダムは、堆砂が計画より早期に進行すること、ダムサイト地盤の脆弱さ等から安全性が確保されておらず、地滑りの危険があること、貴重な環境の破壊をもたらすこと等、経済的、社会的損失をもたらす有害な事業である（地方財政法4条1項違反）。

2 八ッ場ダム建設事業計画と利水に関する負担金及び繰出金の納付手続

原告らの主張に反論するに先だち、被告らの準備書面（1）に述べた八ッ場ダム建設事業に関する計画の各法律における位置付けと被告らの準備書面（3）に述べた利水に関する負担金及び繰出金の納付手続について、その要旨を再述する。

(1) 八ッ場ダム建設事業に関する計画の各法律上の位置付け

ア 計画の概要

八ッ場ダム建設事業は、利根川水系吾妻川の群馬県吾妻郡長野原町に多目的ダムを建設することにより、利根川の洪水被害の軽減（治水：洪水調節）、吾妻川の景観に配慮した流量の増加（治水：流水の正常な機能の維持と増進）並びに水道用水及び工業用水の確保（利水：都市用水の補給）を図るものであり、この事業は、これらの河川の河川管理者である国土交通大臣が、八ッ場ダムの

建設に関する基本計画を作成し、国（国土交通省）が事業主体となって実施しているものである。

イ 特定多目的ダム法関係

国土交通大臣は、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の作成又は変更に当たっては、特定多目的ダム法4条4項の規定に基づき、関係行政機関の長（財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。各大臣は平成13年1月6日以後のもの）に協議し、関係都県知事（議会の議決を要す。）及びダム使用権設定予定者の意見をきいて、策定（昭和61年7月10日）又は変更（平成13年9月27日及び16年9月28日）している。

当該基本計画には、特定多目的ダム法4条2項に基づき、ダム使用権設定予定者や建設に要する費用及びその負担に関する事項などが定められており、また、河川法59条、60条1項及び63条1項の規定に基づく国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の負担額と特定多目的ダム法7条1項の規定に基づくダム使用権設定予定者（群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、藤岡市（群馬県）、北千葉広域水道企業団（千葉県）及び印旛郡市広域市町村圏事務組合（千葉県））の負担額がそれぞれ定められている。

ウ 河川法関係

八ッ場ダムは、利根川水系の河川管理者である国土交通大臣が、改正前河川法16条1項の規定に基づき定めた利根川水系工事実施基本計画（平成4年4月7日の第5回改定時）において、利根川上流部について八ッ場ダム等を建設し、下流の洪水調節等を図るとともに、各種用水の補給を行うものと位置付けられている。

エ 水資源開発促進法関係

八ッ場ダム建設事業は、国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）が、水資源開発促進法4条の規定に基づき、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣等に協議し、かつ関係都県知事及び国土審議会の意見をきいて、閣議決定を経て決定した昭和51年4月の利根川水系及び荒川水系におけ

る水資源開発基本計画に位置付けられ、昭和63年2月及び平成13年9月の変更を経て、現在に至っている。

(2) 負担金及び繰出金の納付手続（公金の支出）

ア 特定多目的ダム法7条1項に基づく建設費負担金

ダム使用権の設定予定者が負担する特定多目的ダム法7条1項に基づく建設費負担金の根拠と国庫への納付手続については、被告らの準備書面（3）（7～9頁、16・17頁、千葉県水道局における手続については24～28頁、千葉県企業庁における手続きについては35～38頁）に述べたとおりである。

特定多目的ダム法7条1項に基づく建設費負担金の国庫への納付は、千葉県に対する国土交通大臣の納付の通知と歳入徴収官の納入の告知に基づき、千葉県水道局長の所管する水道事業会計（特別会計）及び千葉県企業庁長の所管する工業用水道事業会計（特別会計）からなされる。千葉県水道局長及びその専決権者並びに千葉県企業庁長及びその専決権者は、県議会で議決された予算に基づいて同額を支出するものであり、予算執行の段階でこの額を増減する裁量の余地はない。仮にこの建設負担金を納付期限までに納付しなければ、法令上の義務違反となり、特定多目的ダム法36条の規定により、国税滞納処分の例によって滞納処分を受けることとなる。

イ 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金

水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金（以下「水特法負担金」という。）の根拠と納付手続については、被告らの準備書面（3）（10～12頁、17・18頁、千葉県水道局における手続については28～30頁、千葉県企業庁における手続きについては38～40頁）で述べたとおりである。

水特法負担金の支出は、八ッ場ダムの水源地域整備計画の事業（以下「整備事業」という。）の事業主体を代表する群馬県からの負担金の請求と納入通知書を受けて、千葉県水道局長の所管する水道事業会計（特別会計）及び千葉県企業庁長の所管する工業用水道事業会計（特別会計）からなされる。これらの支出は、「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受

益者負担に関する協定書」、「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」及び「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書に伴う覚書」によって義務付けられているものであり、また、県議会で議決された予算に基づいて執行するものであって、予算執行の段階で千葉県水道局長及びその専決権者並びに千葉県企業庁長及びその専決権者には、この額を増減する裁量の余地はない。

ウ 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担金

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「利根川・荒川基金」という。）の実施する事業に対する負担金（以下「基金負担金」という。）の根拠と納付手続については、被告らの準備書面（3）（12～14頁、18・19頁、千葉県水道局における手続については30～34頁、千葉県企業庁における手続については40～45頁）に述べたとおりである。

基金負担金の支出は、関係都県間で締結された当該年度の細目協定書に基づき、「利根川水系八ッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」の負担率に応じた請求を受けて、千葉県水道局長の所管する水道事業会計（特別会計）及び千葉県企業庁長の所管する工業用水道事業会計（特別会計）からなされる。基金負担金を支出する千葉県水道局長（専決権者）及び千葉県企業庁長（専決権者）は、上記協定書に基づいた請求額の納付義務を負うものであり、また、千葉県水道局長及びその専決権者並びに千葉県企業庁長及びその専決権者は県議会で議決された予算に基づいて執行するものであって、予算執行の段階でこの額を増減する裁量の余地はない。

エ 一般会計から水道事業会計（特別会計）に対する繰出金

八ッ場ダム建設事業の費用に充てるため、地方公営企業法18条1項及び総務省自治財政局長通知に定められている繰り出しの基準に基づいて行われている一般会計から水道事業会計（特別会計）に対する出資金の繰り出しの根拠と

手続については、被告らの準備書面（４）に述べたとおりである。

この繰出しは、水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を目的として、市町村等の水道事業者に水道用水を安定的に供給し、県民の日常生活に必要不可欠な水道用水を確保するために必要な資金として、千葉県知事の所管する一般会計から千葉県水道局長の所管する水道事業会計（特別会計）に対して繰り出しているものであるが、県議会で議決された予算に基づいて繰り出されるものであり、千葉県知事やその専決権者には、予算執行の段階でその額を増減する裁量の余地はない。

以下、項を分けて原告らの主張する前記１（２）の①ないし④に対し反論する。

3 制度目的を逸脱した濫用の訴訟であること

（１）この点については、被告の準備書面（５）（１１～１４頁）、同（６）（１０・１１頁）において既に述べたとおりである。

（２）原告らが挙げる前記①ないし④の違法事由なるものは、④を除きいずれも千葉県に関する事由ではあるが、八ッ場ダム建設事業は、これまで繰り返し述べ、また、本準備書面の２（１）でその概要を述べたように、国（国土交通省）が事業主体となって実施している事業であり、原告らの主張は、形式上千葉県水道局長（専決権者）、千葉県企業庁長（専決権者）及び千葉県知事（専決権者）による利水に関する建設費負担金の納付及び繰出金の繰出し、あるいは水特法負担金や基金負担金の支出の適否を対象としてはいても、実質的には住民訴訟の対象とはならない国の事務しかも訴訟をもって争うことのできない八ッ場ダム建設に関する国土交通大臣の各計画の適否を争うものであって、明らかに住民訴訟の制度目的を逸脱したものであり、濫用の訴訟である。

4 財務会計法規上の義務違反がないこと

原告らが違法であると主張する前記１（１）のアないしエの財務会計行為（公

金の支出)のうち、まずアの千葉県水道局長及び千葉県企業庁長の特定多目的ダム法7条1項の建設費負担金国庫への納付について述べ、その後イないしエの水特法負担金、基金負担金、出資金の繰出しについて言及することとする。

なお、以下の主張は、被告らの準備書面(5)(14頁以下)をふえんするものである。

(1) 特定多目的ダム法7条1項に基づく建設費負担金

ア 原告らは、前記①ないし④の違法事由により、国土交通大臣の納付の通知等は違法無効であるから、千葉県水道局長(専決権者)及び千葉県企業庁長(専決権者)のこれに基づく特定多目的ダム法7条1項の建設費負担金の国庫への納付は違法であると主張しているようである。

しかし、本準備書面の2(詳細は被告らの準備書面(1)、同(3))に述べたように、八ッ場ダム建設事業は、国ほか利根川水系の治水に利害を有する関係都県や必要な新規都市用水を八ッ場ダムに求める地方公共団体の総合的な政策判断により、国が事業主体となって実施しているものであって、原告ら千葉県民の一部が、千葉県では水余りで利水上の必要性がない等と主張するからといって、上記八ッ場ダム建設事業に関する国土交通大臣の各計画やこれに基づく同大臣の建設費負担金の納付の通知等、さらに千葉県議会の子算の議決までもが当然違法無効となるというようなことはあり得ることではない。すなわち、外形上客観的に一見して看取し得るような重大かつ明白な瑕疵が存在するといえないことは自明だからである。

千葉県水道局長及び千葉県企業庁長は、原告らの主張いかんにかかわらず、国土交通大臣の納付の通知等に拘束されるのであり、その通知等に記載された金額と同額の負担金を納付しなければならず、したがって、納付の通知等による金額について議決された子算により千葉県水道局長(専決権者)及び千葉県企業庁長(専決権者)が行った特定多目的ダム法7条1項の建設費負担金の国庫への納付は適法であって、財務会計法規上の義務違反が生じる余地はあり得ないのである。なお、この点については、被告の準備書面(6)

(7・8頁、11・12頁)に述べたところと基本的には変わるものではない。

イ この点につき、原告らは、千葉県水道局長(専決権者)及び千葉県企業庁長(専決権者)が、八ッ場ダム建設事業からの撤退又は利水参画量の変更(減量)等の是正措置をとらずに、漫然と国土交通大臣の納付の通知等に従って建設費負担金を納付したことが財務会計法規上の義務に違反する違法なものであると主張しているようでもあるので(被告らの準備書面(5)の第4・2(2)(15・16頁)参照)、この点にふれておくこととする。

(ア) ダム使用権の設定予定者が撤退や利水参画量の減量を求める場合、国土交通大臣のダム建設基本計画の変更を経なければならず、この場合、国土交通大臣は、特定多目的ダム法4条4項に基づき、関係行政機関の長への協議、関係都県知事に対する意見聴取(当該都県の議会の同意を含む。)、ダム使用権設定予定者の同意を経た上で、ダム建設に関する基本計画の変更をすることができるのであって、それがなされた場合に、事業からの撤退や利水参画量の減量が可能となるものであり、ダム使用権設定予定者の一存で自由に撤退や減量ができるものではない。

千葉県水道局長(専決権者)及び千葉県企業庁長(専決権者)の建設費負担金の国庫への納付は、国土交通大臣の策定した基本計画及び納付の通知等をその原因とするものであり、千葉県水道局または千葉県企業庁が仮にダム使用権の設定申請取下げの意思表示を一方的にしたとしても、国土交通大臣による基本計画の変更と納付の通知等に変更がない限り、建設費負担金の国庫への納付はしなければならないのであり、したがって、この点で財務会計法規上の義務違反が生じる余地はないのである。

(イ) また、ダム使用権設定予定者が、事業からの撤退又は利水参画量の減量を行うことによりダム建設事業が縮小された場合は、撤退するダム使用権設定予定者は不要支出額(特定多目的ダム法施行令6条の2)と残存事業者の投資可能限度額(同施行令6条の3)を超えた分を、また、利水参画量を減量したダム使用権設定予定者は、計画変更後の多目的ダムの建設費

用に対する負担分及び不要支出額等を、負担しなければならない（同施行令1条の2第2項）。

そして、撤退者が既に納付した負担金の額が、撤退に伴い負担することとされた事業の縮小に伴う不要支出額等の額を超える場合は、既に納付した負担金の額から不要支出額等を控除した額が還付される（令14条の2第2号）。

さらに、八ッ場ダム建設事業に係る建設費負担金については、千葉県水道局においてはその負担金の3分の1の額を厚生労働省から水道水源開発施設整備費国庫補助として受けており、また、千葉県企業庁においてもその負担金の5分の1の額を経済産業省から工業用水道事業費補助として受けている。平成16年度までの補助受入額は、千葉県水道局が約21億4千万円余り、千葉県企業庁が約2億7千万円余りにのぼる。仮にダム事業から撤退した場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、補助金の交付決定の取消しを受け、既に交付された補助金の返還を命じられることもありうるのである。

このように、事業から撤退し又は利水参画量を減量したからといって、既に納付した負担金が還付されるというものではなく、撤退等が必ずしもダム使用权設定予定者たる地方公共団体に財産上の利益をもたらすものとはいえないのである。

(ウ) いずれにせよ、このような撤退等の措置をとるか否かは、諸般の事情を考慮した利水行政上の総合的な政策判断によるものであり、国土交通大臣の納付の通知等に基づいて国庫への納付が義務付けられている千葉県水道局長及び千葉県企業庁長の建設費負担金の支出それ自体は、その点の政策判断のいかんにかかわらず適法なのであって、撤退等の措置と財務会計法規上の措置とは直接関係がないのである。

ウ 上記したように、千葉県水道局長及び千葉県企業庁長の建設費負担金の国庫への納付は適法な公金の支出であることは明かであるが、念のため、原告

らの主張する①ないし④の違法事由について、個別的に検討することとする。
(ア) まず①及び②の千葉県は水余りであるから利水上の利益はなく、水が売れる見込みもないという主張についてである。

この①、②の事由は、そもそも財務会計法規上の義務とは関係のない一般行政上の事由の主張でしかない上、千葉県に発生する財産上の損害と直接結びつくものではなく、その損害と因果関係のある主張でもない。したがって、主張自体失当のものである。

また、およそ安定した県民生活のため、供給能力に余裕のある上水道、工業用水道の水源を確保し、あるいはそのための施設の建設をしたからといって、一般にこれを違法な事業計画だなどといえるものではない（例えば、将来の交通量予測をもとに都市計画道路の幅員を例えば100mとするか50mとするかあるいはそれ以下とするか等は政策判断に委ねられており、当不当の問題はあり得ても、一般に交通量予測を超えた幅員の道路だから違法だなどといえるものではない。）。その意味で、この主張は政策の当否の議論を出るものではなく、的確な違法事由の主張となっていない。その意味でも主張自体失当のものである。ちなみに、この種の政策論争についての直接参政制度としては、地方自治法は75条の事務監査請求を予定している。

さらに、原告らは、この①、②の事由を挙げて、地方財政法4条1項、地方公営企業法3条、同法17条の2第2項に違反すると主張するが、地方財政法4条1項については、被告らの準備書面(5)(23～26頁)、同(6)(12・13頁)に述べたとおりであるので、ここでは、地方公営企業法3条及び同法17条の2第2項について述べることにする。

地方公営企業法3条は、地方公営企業の経営の基本原則を定めた訓示規定であり、経営の原則として公共性と経済性の二つの原則を掲げている。原告らが千葉県水道局及び千葉県企業庁が支出に見合った収入を確保できる見込みはないと考えるからといって、千葉県水道局及び千葉県企業庁が

直ちに地方公営企業としての経営の基本原則に反するなどということにはならないし、仮にその原則にもとることがあったとしても、直ちにそれが違法となるものではなく、また、千葉県に損害が生ずるものでもない。

また、同法17条の2は、地方公共団体が経営する「企業」に関し、同法3条に規定する企業としての経済性を発揮させるため、原則として企業経営に伴う収入をもってその経費を負担するように求め、他方で、その性質上収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、一般会計等で出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担すべき旨を規定しているものである。同条は、主として企業会計の一般会計からの分離独立を図るという基本原則を訓示した規定であり、一般会計に対する予算編成上の基本原則を示したものである。そのため、仮に経費の負担区分違反があったとしても、そのこと自体が直ちに違法となるものではなく、もとより地方公共団体全体からみて当該地方公共団体に損害をもたらすものではない。

したがって、原告らの同法3条及び17条の2第2項違反の主張は、地方財政法4条1項の主張を含め、主張自体失当なものである。

なお、被告らの準備書面(2)(12頁)で述べたように、八ッ場ダム
の完成を前提にして、暫定豊水水利権により、千葉県水道局は、毎秒0.47立方メートル(参画水量の約32パーセント)を取水し、水道用水として千葉県西部地域13市村の約12万人県民へ供給しており、また、千葉県企業庁は、毎秒0.47立方メートル(参画水量の100パーセント)を取水し、工業用水として千葉地区工業用水道事業の給水エリアの企業に供給し産業活動に使用されているものである。原告らの①、②の利水上の利益はない等の主張は、このような理由によっても失当である。

(イ) 次の③の主張は、これも財務会計法規上の義務とは無関係の主張である上、それによって千葉県に現実の財産上の損害が発生するわけではなく、損害と何ら因果関係がないため、主張自体失当のものである。

なお、③の原告らの主張は、千葉県水道局長及び千葉県企業庁長による特定多目的ダム法7条1項に基づく建設費負担金の支出について、千葉県水道局長及び千葉県企業庁長には、当初申請（いずれも昭和60年11月）のみならず、その後の状況変化等に応じて、本件八ッ場ダムによる利水上の権利を確保する必要があるとする千葉県の政策判断を、随時、適時に再度評価し、かかる再評価に従ってその評価結果を千葉県の政策に反映すべき義務があるところ、千葉県水道局長及び千葉県企業庁長は、かかる政策見直し義務に違反してその支出をしているというものであるが、念のため、この点について反論する。

まず、原告らが千葉県水道局長及び千葉県企業庁長に政策見直し義務があるとする法的根拠が不明であるが、仮に行政機関が行う政策の評価に関する法律を根拠とするというのであれば、当該法律は国の機関を対象とするものであって（同法2条）、都道府県（千葉県水道局長及び千葉県企業庁長）に適用はない。

また、千葉県水道局は、平成16年度に八ッ場ダム事業について再評価を行い、千葉県企業庁も、平成16年度に八ッ場ダムを水源施設としている千葉地区工業用水道事業について同事業の事後評価を行っている。千葉県水道局の再評価は、厚生労働省が水道施設整備事業の評価実施要領（以下「評価実施要領」という。乙248号証）に基づき行う水道施設整備事業の再評価のための資料となるものであり、千葉県企業庁の事後評価は、経済産業省が工業用水道事業に係る政策評価実施要領（以下「政策評価要領」という。乙249号証）に基づき行う政策事後評価のための資料となるものである。

そして、千葉県水道局長及び千葉県企業庁長は、その再評価結果をいずれもインターネット上に公表しており、その要旨は以下のとおりである。

a 千葉県水道局長による再評価について

千葉県水道局では、平成16年12月22日に事業の再評価について学

識経験者等の第三者から意見聴取したところ（評価実施要領第3・1・（3））、第三者からは事業継続に賛成である旨の意見が出された（乙250号証）。そして、千葉県水道局長は、この意見聴取の結果も踏まえ、事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況、事業の投資効果分析、コスト縮減及び代替案等の可能性等の諸観点から検討を行ったところ、千葉県水道局が八ッ場ダム建設事業に利水者として参画する必要性が認められることから、事業を継続するとの対応方針を決定し、平成17年3月22日から同年6月21日まで水道水源開発等施設整備事業の再評価結果を公表した（乙251号証）。

b 千葉県企業庁長による事後評価について

千葉県企業庁では、平成16年8月に政策評価要領で定める費用対効果分析実施細目に基づき、千葉地区事業工業用水道事業の費用便益分析を行った（乙252号証）。そして、その分析結果として、総便益が総費用を上回っていることなどから、千葉県企業庁長は事業を継続するとの対応方針を決定し（乙253号証）、平成16年11月17日から平成17年4月28日まで事後評価結果を公表した（乙254号証）。なお、経済産業省は、千葉県企業庁から費用便益分析の結果等の報告を受けて、千葉地区工業用水道事業の事後評価を行った結果、同事業は補助対象として妥当であると判断し、この旨を公表している。

以上のとおり、千葉県水道局長及び千葉県企業庁長は、いずれも八ッ場ダム建設事業に関し再評価等を実施している。何ら見直しをせず漫然と支出しているとの原告らの主張は、前提に誤りがあり失当である。

（ウ）さらに④の主張は、被告の準備書面（6）（12頁）に述べたように、本件での千葉県の財産上の損害を無理矢理作出するための主張のようである。その主張が失当であることは、被告の準備書面（5）（29・30頁）に述べたとおりである。

（2）水特法負担金、基金負担金、繰出金

ア 原告らのこれら負担金、繰出金の支出の違法事由として掲げるものは、前記した特定多目的ダム法7条1項の建設費負担金のそれと同じであって、これら負担金、繰出金に関する固有の違法事由の主張（例えば、当該負担金の流用等）ではない。

およそ水特法負担金及び基金負担金は、国土交通大臣のダム建設基本計画を前提とするものであり、上記（1）のイに述べたとおりダム使用権設定予定者が事業からの撤退又は利水参画量の減量を行い、それにより協定等の変更がなされない限り、協定等に定められた負担金の支出が義務づけられるのであって、千葉県水道局長（専決権者）もしくは千葉県企業庁長（専決権者）の一方的意思により、その負担金の免除や減額をすることはできないのである。したがって、原告らが挙げる違法事由によって、千葉県水道局長（専決権者）及び千葉県企業庁長（専決権者）の水特法負担金、基金負担金の支出（公金の支出）が違法になるということはありません。

千葉県知事（専決権者）の一般会計から水道事業会計（特別会計）への繰出しについても上記の理は同じであって、その繰出し自体に何ら違法な点はないのである。

イ また、原告らが挙げる①ないし④の違法事由は、前記（1）のウの（ア）ないし（ウ）に述べたように、いずれも失当のものである。この意味でも、同じ事由を挙げて水特法負担金、基金負担金及び繰出金の支出（公金の支出）が違法であるとする原告らの主張は、失当である。

ウ なお、これら負担金等の支出が違法でないことについて付言することとする。

水源地域対策特別措置法は、ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等により、関係住民の生活の安定等を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。八ッ場ダムに係る同計画に基づく水源地域整備事業の実施にあたり、千葉県水道局及び千葉県企業庁

はその経費の一部を同法12条1項に基づいて負担するものであり、利水上の必要性から八ッ場ダムにダム使用权設定予定者として参画している以上、水源地域整備事業に要する経費を負担することに何ら違法とされることはない。

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金は、ダム等の建設に伴う水源地域への影響を可能な限り緩和するため、前述の水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備事業を補完しつつ、水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の振興のために必要な助成事業などを実施するものである。ダム使用权設定予定者として参画していることから、水没関係住民の生活安定と水没関係地域の振興のため、助成事業等を行う必要性があり、そのための経費を負担するのに違法とされる余地は全くない。

また、一般会計から水道事業会計（特別会計）に対する出資金の繰り出しについては、地方公営企業法18条1項に基づき、水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を目的として、総務省自治財政局長通知に定められている繰り出しの基準に基づいて行っているものである。千葉県水道局が県民の日常生活に必要不可欠な水道用水を確保するために必要な資金として、千葉県知事の所管する一般会計から千葉県水道局長の所管する水道事業会計（特別会計）に対して出資金を繰り出すことに、違法とされる余地はない。

5 千葉県に損害は発生しないこと

この点については、被告ら準備書面（5）（19～22頁）に述べたとおりである。もともと、千葉県に発生する財産上の損害という観点からみれば、唯一上記④の主張が損害と因果関係のある主張といえるかもしれないが（損害を無理矢理作出するための主張のような印象ではあるが）、その主張が失当であることは、被告らの準備書面（5）（29・30頁）、同（2）（18・19頁）に述べたとおりである。

以上

別紙

1 (1) 千葉県水道局長（専決権者）の特ダム法7条1項に基づく利水に関する負担金 （平成15年9月11日から平成16年9月10日まで）

項 目	年月日（平成）	権限者（専決権者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月5日 16年3月19日	県議会（15年度当初予算議決） （16年2月補正予算議決）	11,754,555,000円 -2,900,070,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
納付の通知	15年11月12日	国土交通大臣	104,569,000円	特ダム法7条1項、特ダム法施行令11条3項
納入の告知	15年11月25日	国土交通省大臣官房会計課長	104,569,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	15年6月13日	水道局長	104,569,000円	地方自治法232条の3
支出命令	15年11月25日	水道局長（総務企画課長）	104,569,000円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程4条の2>、財務規程34条
支出（納付）	15年12月11日	企業出納員	104,569,000円	地方自治法232条の4第2項、財務規程40条
納付の通知	16年2月3日	国土交通大臣	143,783,000円	特ダム法7条1項、特ダム法施行令11条3項
納入の告知	16年2月9日	国土交通省大臣官房会計課長	143,783,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	15年6月13日	水道局長	143,783,000円	地方自治法232条の3
支出命令	16年2月9日	水道局長（総務企画課長）	143,783,000円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程4条の2>、財務規程34条
支出（納付）	16年2月27日	企業出納員	143,783,000円	地方自治法232条の4第2項、財務規程40条
納付の通知	16年2月24日	国土交通大臣	28,425,000円	特ダム法7条1項、特ダム法施行令11条3項
納入の告知	16年3月12日	国土交通省大臣官房会計課長	28,425,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年2月20日	水道局長	28,425,000円	地方自治法232条の3
支出命令	16年3月12日	水道局長（総務企画課長）	28,425,000円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程4条の2>、財務規則34条
支出（納付）	16年3月31日	企業出納員	28,425,000円	地方自治法232条の4第2項、財務規程40条

項 目	年月日 (平成)	権限者 (専決権者)	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	16年3月19日 17年2月17日	県議会(16年度当初予算議決) (17年2月補正予算議決)	11,244,223,000円 - 768,014,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
納付の通知	16年6月1日	国土交通大臣	195,767,000円	特ダム法7条1項、特ダム法施行令11条3項
納入の告知	16年6月14日	国土交通省大臣官房会計課長	195,767,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年4月6日	水道局長	195,767,000円	地方自治法232条の3
支出命令	16年6月18日	水道局長(総務企画課長)	195,767,000円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程4条の2>、財務規程34条
支出(納付)	16年6月30日	企業出納員	195,767,000円	地方自治法232条の4第2項、財務規程40条
納付の通知	16年7月28日	国土交通大臣	163,140,000円	特ダム法7条1項、特ダム法施行令11条3項
納入の告知	16年8月12日	国土交通省大臣官房会計課長	163,140,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年4月6日	水道局長	163,140,000円	地方自治法232条の3
支出命令	16年8月19日	水道局長(総務企画課長)	163,140,000円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程4条の2>、財務規程34条
支出(納付)	16年8月31日	企業出納員	163,140,000円	地方自治法232条の4第2項、財務規程40条

**(2) 千葉県企業庁長（専決権者）の特ダム法7条1項に基づく利水に関する負担金
（平成15年9月11日から平成16年9月10日まで）**

項 目	年月日（平成）	権限者（専決権者）	金 額	根拠法令等
予算措置	15年3月5日 16年3月19日	県議会（15年度当初予算議決） （16年2月補正予算議決）	1,275,851,000円 - 8,830,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
納付の通知	15年11月12日	国土交通大臣	22,283,000円	特ダム法7条1項、特ダム法施行令11条3項
納入の告知	15年11月25日	国土交通省大臣官房会計課長	22,283,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	15年5月8日	企業庁長	22,283,000円	地方自治法232条の3
支出命令	15年11月28日	企業庁長（工務課長）	22,283,000円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程5条1項>、財務規程53条
支出（納付）	15年12月10日	企業出納員	22,283,000円	地方自治法232条の4第2項、財務規程59条
納付の通知	16年2月3日	国土交通大臣	30,638,000円	特ダム法7条1項、特ダム法施行令11条3項
納入の告知	16年2月9日	国土交通省大臣官房会計課長	30,638,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	15年5月8日	企業庁長	30,638,000円	地方自治法232条の3
支出命令	16年2月4日	企業庁長（工務課長）	30,638,000円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程5条1項>、財務規程53条
支出（納付）	16年2月27日	企業出納員	30,638,000円	地方自治法232条の4第2項、財務規程59条
納付の通知	16年2月24日	国土交通大臣	6,029,000円	特ダム法7条1項、特ダム法施行令11条3項
納入の告知	16年3月12日	国土交通省大臣官房会計課長	6,029,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年2月23日	企業庁長	6,029,000円	地方自治法232条の3
支出命令	16年3月16日	企業庁長（工務課長）	6,029,000円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程5条1項>、財務規則53条
支出（納付）	16年3月31日	企業出納員	6,029,000円	地方自治法232条の4第2項、財務規程59条

項 目	年月日 (平成)	権限者 (専決権者)	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	16年3月19日 17年2月17日	県議会(16年度当初予算議決) (17年2月補正予算議決)	1,155,244,000円 - 1,651,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
納付の通知	16年6月1日	国土交通大臣	41,215,000円	特ダム法7条1項、特ダム法施行令11条3項
納入の告知	16年6月14日	国土交通省大臣官房会計課長	41,215,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年5月19日	企業庁長	41,215,000円	地方自治法232条の3
支出命令	16年6月21日	企業庁長(工務課長)	41,215,000円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程5条1項>、財務規程53条
支出(納付)	16年6月30日	企業出納員	41,215,000円	地方自治法232条の4第2項、財務規程59条
納付の通知	16年7月28日	国土交通大臣	34,346,000円	特ダム法7条1項、特ダム法施行令11条3項
納入の告知	16年8月12日	国土交通省大臣官房会計課長	34,346,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年4月6日	企業庁長	34,346,000円	地方自治法232条の3
支出命令	16年8月19日	企業庁長(工務課長)	34,346,000円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程5条1項>、財務規程53条
支出(納付)	16年8月31日	企業出納員	34,346,000円	地方自治法232条の4第2項、財務規程59条

2 (1) 千葉県水道局長（専決権者）の水特法12条1項に基づく利水に関する負担金 （平成15年9月11日から平成16年9月10日まで）

項 目	年月日（平成）	権限者（専決権者）	金 額	根拠法令等
予算措置	15年3月5日 16年3月19日	県議会（15年度当初予算議決） （16年2月補正予算議決）	11,754,555,000円 -2,900,070,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
請求	15年9月10日	群馬県知事	34,689,000円	水特法12条1項、水特覚書3条
納入の通知	15年9月10日	群馬県知事	34,689,000円	群馬県財務規則44条
支出負担行為	15年9月10日	水道局長	34,689,000円	地方自治法232条の3
支出命令	15年9月10日	水道局長（総務企画課長）	34,689,000円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程4条の2>、財務規程34条
支出（納付）	15年9月30日	企業出納員	34,689,000円	地方自治法232条の4第2項、財務規程40条
請求	16年1月13日	群馬県知事	38,889,232円	水特法12条1項、水特覚書3条
納入の通知	16年1月13日	群馬県知事	38,889,232円	群馬県財務規則44条
支出負担行為	16年1月13日	水道局長	38,889,232円	地方自治法232条の3
支出命令	16年1月13日	水道局長（総務企画課長）	38,889,232円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程4条の2>、財務規程34条
支出（納付）	16年1月30日	企業出納員	38,889,232円	地方自治法232条の4第2項、財務規程40条

**(2) 千葉県企業庁長（専決権者）の水特法12条1項に基づく利水に関する負担金
（平成15年9月11日から平成16年9月10日まで）**

項 目	年月日（平成）	権限者（専決権者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月5日 16年3月19日	県議会（15年度当初予算議決） （16年2月補正予算議決）	1,275,851,000円 － 8,830,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
請求	15年9月10日	群馬県知事	7,357,000円	水特法12条1項、水特覚書3条
納入の通知	15年9月10日	群馬県知事	7,357,000円	群馬県財務規則44条
支出負担行為	15年6月4日	企業庁長	7,357,000円	地方自治法232条の3
支出命令	15年9月12日	企業庁長（工務課長）	7,357,000円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程5条1項>、財務規程53条
支出（納付）	15年9月30日	企業出納員	7,357,000円	地方自治法232条の4第2項、財務規程59条
請求	16年1月13日	群馬県知事	8,248,071円	水特法12条1項、水特覚書3条
納入の通知	16年1月13日	群馬県知事	8,248,071円	群馬県財務規則44条
支出負担行為	15年6月4日	企業庁長	8,248,071円	地方自治法232条の3
支出命令	16年1月15日	企業庁長（工務課長）	8,248,071円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程5条1項>、財務規程53条
支出（納付）	16年1月30日	企業出納員	8,248,071円	地方自治法232条の4第2項、財務規程59条

3 (1) 千葉県水道局長（専決権者）の基金事業に関する負担金 （平成15年9月11日から平成16年9月10日まで）

項 目	年月日（平成）	権限者（専決権者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月5日 16年3月19日	県議会（15年度当初予算議決） （16年2月補正予算議決）	11,754,555,000円 -2,900,070,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
依頼	15年11月28日	利根川荒川基金	5,840,490円	
請求	15年11月28日	利根川荒川基金	5,840,490円	細目協定書3条
支出負担行為	15年6月4日	水道局長	5,840,490円	地方自治法232条の3
支出命令	15年11月28日	水道局長（総務企画課長）	5,840,490円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程4条の2>、財務規程34条
支出（納付）	15年12月19日	企業出納員	5,840,490円	地方自治法232条の4第2項、財務規程40条
予算措置	16年3月19日 17年2月17日	県議会（16年度当初予算議決） （17年2月補正予算議決）	11,244,223,000円 -768,014,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
依頼	16年6月25日	利根川荒川基金	10,580,912円	
請求	16年6月25日	利根川荒川基金	10,580,912円	細目協定書3条
支出負担行為	16年6月4日	水道局長	10,580,912円	地方自治法232条の3
支出命令	16年7月2日	水道局長（総務企画課長）	10,580,912円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程4条の2>、財務規程34条
支出（納付）	16年7月16日	企業出納員	10,580,912円	地方自治法232条の4第2項、財務規程40条

(2) 千葉県企業庁長（専決権者）の基金事業に関する負担金
 （平成15年9月11日から平成16年9月10日まで）

項 目	年月日（平成）	権限者（専決権者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月5日 16年3月19日	県議会（15年度当初予算議決） （16年2月補正予算議決）	1,275,851,000円 - 8,830,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
依頼	15年11月28日	利根川荒川基金	1,233,843円	
請求	15年11月28日	利根川荒川基金	1,233,843円	細目協定書3条
支出負担行為	15年7月1日	企業庁長（工業用水部長）	1,233,843円	地方自治法232条の3<財務規程5条1項>
支出命令	15年12月8日	企業庁長（工務課長）	1,233,843円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程5条1項>、財務規程53条
支出（納付）	15年12月19日	企業出納員	1,233,843円	地方自治法232条の4第2項、財務規程59条
予算措置	16年3月19日 17年2月17日	県議会（16年度当初予算議決） （17年2月補正予算議決）	1,155,244,000円 - 1,651,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
依頼	16年6月25日	利根川荒川基金	2,236,022円	
請求	16年6月25日	利根川荒川基金	2,236,022円	細目協定書3条
支出負担行為	16年7月5日	企業庁長（工業用水部長）	2,236,022円	地方自治法232条の3<財務規程5条1項>
支出命令	16年7月5日	企業庁長（工務課長）	2,236,022円	地方自治法232条の4第1項 <財務規程5条1項>、財務規程53条
支出（納付）	16年7月15日	企業出納員	2,236,022円	地方自治法232条の4第2項、財務規程59条